

## 2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しはなく、新規申請は8件で、全て労働者からの申請だった。  
そのうち、1件は打ち切り、5件は不開始で終結し、2件は繰越しになった。

### (1) 年次別取扱状況

区分		年	3	4	5	6	7
取扱件数	前年からの繰越し		2		1	1	
	新規申請		2	6	9	6	8
	合 計		4	6	10	7	8
		うち使用者申請件数				1	
終結区分別件数	終結	解決	2	2	3		
		取下げ			1	3	
		打ち切り(不調)			2	2	1
		不開始	2	3	3	2	5
		合 計	4	5	9	7	6
	翌年に繰越し			1	1		2

### (2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	3	4	5	6	7
農業、林業						1
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						2
製造業			1	1		
電気・ガス・熱供給・水道業						1
情報通信業						
運輸業、郵便業			1			
卸売業、小売業					1	
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業			1			
宿泊業、飲食サービス業				1		
生活関連サービス業、娯楽業				2		
教育、学習支援業		1			1	
医療、福祉		1	2	4	2	
複合サービス事業						2
サービス業(他に分類されないもの)			1	1	2	2
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合 計		2	6	9	6	8

## (3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

年	3	4	5	6	7
企業規模					
10人未満		1	5	1	2
10～50人未満	1	4	3	2	3
50～100人未満					
100～300人未満			1		
300～500人未満		1			
500人以上	1			3	3
未調査					
合計	2	6	9	6	8

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

## (4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

年	3	4	5	6	7
調整事項					
経営又は人事	2	1	4	7	4
普通解雇		1	1	3	
契約更新拒否、雇止め					1
配置転換、出向・転籍				2	
復職				1	1
解雇以外の懲戒処分			1		
退職	2		2	1	2
賃金等	3	1	10		5
賃金未払	1	1	6		1
賃金減額					1
一時金	1				
退職一時金	1		1		
休業手当			1		
諸手当					1
その他賃金			2		2
労働条件等	3		8	2	1
労働契約	1				1
休日・休暇	1				
年次有給休暇	1		3		
時間外労働			2		
安全・衛生				1	
その他の労働条件等			3	1	
職場の人間関係	1	4	4	2	3
パワハラ・嫌がらせ	1	4	4	2	3
その他					1
合計	9	6	26	11	14

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

## (5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年	3	4	5	6	7
処理日数					
10日以内			1		
11～20日	1	1		1	1
21～30日		1	5		
31～40日	1				
41～50日				1	
51～60日					
61～70日					
71～80日					
81日以上					
合計	2	2	6	2	1
総処理日数	53	40	119	63	20
平均日数	26	20	19	31	20

## (6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
1	令和7年 (個) 第1号 あっせん  【サービス業(他に 分類されないもの)】	・解雇による経済的・精神的損害に対する解決金の請求及び謝罪 〔復職〕〔退職〕	労	7.1.9 — 7.2.12	不開始	—	—	—
		〔私傷病休暇から復職したが退職となり、手続きに不満があるとして金銭解決を求めた事案〕 被申請者が、配慮を尽くして対応に非はなかったとして参加を拒否したため、不開始となった。						
2	令和7年 (個) 第2号 あっせん  【電気・ガス・熱供給・水道業】	・損害賠償請求の撤回及び弁済金の返還 〔その他〕	労	7.1.14 7.5.14 7.6.2	打切り	1	20	杉田 吉成 市川 高橋
		〔退職代行業者を利用した退職の前日に業務を行わなかったとして事業主から損害賠償を求められた事案〕 申請者は、退職代行業者に設備工事を行わなかったとの説明はしておらず、工事を行った旨主張したが、双方の事実認識が異なり、また、退職代行業者が間に入っていたことから事実推定も困難となり打切りとなった。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
3	令和7年 (個) 第3号 あっせん  【農業、林業】	・従前の雇用契約の更新 〔契約更新拒否、雇止め〕 〔労働契約〕	労	7.3.10	不開始	-	-	-
				-				
		〔雇止め予告通知の撤回後、契約更新の際に従前より短い期間で更新無の労働条件を提示され、従前の期間での契約更新を求めた事案〕 被申請者が、提示案が最大限の配慮であり譲歩は難しいとして参加を拒否したため、不開始となった。						
4	令和7年 (個) 第4号 あっせん  【建設業】	・不当な賃金減額、未払賃金、精神的苦痛に対する慰謝料 〔賃金未払〕〔賃金減額〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	7.4.9	不開始	-	-	-
				-				
		〔使用者から業務妨害をされ、不当な降格・退職勧奨を受けたとして賃金減額や未払手当相当額、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者の主張する事実身に覚えがなく譲歩の余地がないとして参加を拒否したため、不開始となった。						
5	令和7年 (個) 第5号 あっせん  【複合サービス業】	・交通費及び就業に係る準備品購入費の支払 〔諸手当〕〔その他賃金〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	7.8.6	不開始	-	-	-
				-				
		〔ハラスメント調査のため自宅待機を命じられ、その間の補償について説明とおりの履行がされていないとして支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者の主張する説明を行った事実はなく譲歩の余地がないとして参加を拒否したため、不開始となった。						
6	令和7年 (個) 第6号 あっせん  【複合サービス業】	・勤務予定だったシフト分の賃金相当額支払 〔配置転換、出向・転籍〕	労	7.8.6	不開始	-	-	-
				-				
		〔同僚からいじめを受けたが、使用者が対応せず退職せざるを得なかったとして勤務予定分の賃金相当額の支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者との面談で解決しており事実認識が大きく異なるとして参加を拒否したため、不開始となった。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
				あっせん員 指名年月日				
7	令和7年 (個) 第7号 あっせん  【サービス業(他に 分類されないも の)】	・雇止めの撤回	労	7.10.31	繰越し			
				7.12.24				
		[労働災害から復帰後、休職と復帰を繰り返したため雇止めを予告され、その撤回を求めた事案]						
8	令和7年 (個) 第8号 あっせん  【建設業】	・未払の残業代及び休日 出勤手当の支払い	労	7.11.7	繰越し			
		[勤務当初から残業代及び休日出勤手当が支払われず、未払相当額及び慰謝料の支払いを求めた事案]						

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数